



石川労働局発表
令和8年8月28日(金)

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 高倉 誠
室長補佐 小関 理穂
電話 076-265-4425

報道関係者 各位

令和8年度「石川県最低賃金」を改正決定します

— 59円引上げ 時間額1,113円に —
— 賃金の引き上げに向けた支援の活用を! —

石川労働局(局長 常盤 剛史)は、「石川県最低賃金」を時間額1,113円(引上げ額59円)へ改正することについて、9月3日(木)の官報で公示します。

これにより、石川県最低賃金は、令和8年10月3日(土)から1,113円に引き上げられます。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,113 円	1,054 円	59 円	5.59%	令和8年10月3日(土)

- 石川県最低賃金は、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 令和8年10月3日(土)からは、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、パートタイム・アルバイトを含む、使用するすべての労働者に対して「時間額1,113円」以上の賃金を支払わなければなりません。

石川労働局では、改正後の石川県最低賃金について、県内の事業場、労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金など各種助成金をはじめとした生産性向上(設備・人への投資等)等の支援策の周知、利活用を働き方改革推進支援センター・よろず支援拠点と連携し勧奨します。

・リーフレット 賃上げ支援助成金パッケージ(石川版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

石川労働局 賃金引き上げ支援

🔍 検索

【連携先】

- 石川働き方改革推進支援センター
金沢市駅西新町3-1-10 NEWSビル8F TEL 0120-319-339
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ishikawa/>
- 石川県よろず支援拠点
石川県金沢市鞍月2-20(石川県地場産業振興センター新館1階)
TEL 076-267-6711 <https://ishikawa-yorozushien.go.jp/>

- 石川県、県内全市町、使用者団体、労働者団体等の関係機関に対して、広報誌やホームページへの掲載やポスター掲示依頼の協力を要請します